

大阪市告示第1124号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月7日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変 更 年 月 日
関西みらい 銀行	千里丘支店	変 更 前	〒565-0823 吹田市山田南20－7	令和7年 10月14日
		変 更 後	〒565-0823 吹田市山田南1－1 イズミヤ千里丘店2階	
	千里山田支店	変 更 前	〒565-0823 吹田市山田南20－7 （千里丘支店内）	
		変 更 後	〒565-0823 吹田市山田南1－1 イズミヤ千里丘店2階 （千里丘支店内）	

（会計室会計管理担当）